

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により平成 14 年 12 月 26 日付で届け出られた大規模小売店舗の変更の届出について、法第 8 条第 2 項の規定により意見書の提出がありましたので、法第 8 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり意見の概要を公告するとともに、その意見を縦覧に供します。

平成 15 年 5 月 16 日

京都市長 榎 本 頼 兼

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジェイアール京都伊勢丹 専門店街ザ・キューブ
京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町 901 番地

2 意見の概要

- ・ 届出の趣旨が明確でない。主体性のある趣旨を改めて開示いただきたい。
- ・ 駅前地区の渋滞について、自走式立体駐車場に構造上の問題があることを認識し、広範囲に交通整理員を配置するほか、塩小路通以北に隔地駐車場を設置することが必要である。
- ・ 駅ビル併設の駐輪場は、伊勢丹（駅ビル）の付置義務駐輪場なのか、又は、京都市が誘導する駐輪場なのか明確にしていきたい。
- ・ 収容台数に不足を生じるのであれば、京都市に対して駐輪場の設置を働きかける考えはあるのか。
- ・ 駅前広場から違法駐輪を排除することで、その自転車等が周辺の地域に違法に置かれていることを認識し、その対策を考えていただきたい。
- ・ 駅ビルの従業員の通勤手段を調査したことがあるのか。また、従業員に対し違法駐輪をさせないよう周知徹底することができるのか。
- ・ 以前、近隣地域との協調性を考えて行動するという話があったが、実現されていない。近隣地域との協調性を再認識する考えはあるのか。

3 縦覧場所、期間及び時間

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成 15 年 5 月 16 日（金）から平成 15 年 6 月 16 日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

午前 9 時から正午まで

午後 1 時から午後 5 時まで

なお、上記 2 の意見の概要は、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項（具体的には、法第 4 条の規定により通商産業大臣が定めた指針）に該当するか否かに関わりなく、提出された意見の概要をまとめたものです。

（産業観光局商工部商業振興課）